

確認検査手数料表

一般財団法人なら建築住宅センター
令和3年4月1日施行

建築物の確認・中間・完了手数料

別表(1) 奈良県版

単位：円(非課税)

床面積の合計	確認手数料		中間検査 手数料	完了検査手数料			
	建築物の種類			省エネ適合性判定 無		省エネ適合性判定 有	
	構造計算 書 無	構造計算 書 有		(センター で)中間検査 合格書 を受けた 建築物	左記以外 の建築物	(センター で)中間検査 合格書 を受けた 建築物	左記以外 の建築物
100㎡以内	16,000	20,000	17,000	15,000	16,000		
100㎡超～200㎡以内	21,000	35,000	22,000	20,000	21,000		
200㎡超～500㎡以内	30,000	66,000	35,000	37,000	38,000	44,000	46,000
500㎡超～1,000㎡以内	54,000	117,000	57,000	61,000	62,000	74,000	75,000
1,000㎡超～2,000㎡以内	77,000	166,000	80,000	82,000	86,000	98,000	104,000
2,000㎡超～3,000㎡以内	250,000		142,000	153,000	166,000	185,000	200,000
3,000㎡超～5,000㎡以内	350,000						
5,000㎡超～7,000㎡以内	450,000		195,000	215,000	234,000	257,000	281,000
7,000㎡超～10,000㎡以内	550,000						
10,000㎡超～20,000㎡以内	680,000		312,000	351,000	371,000	421,000	445,000
20,000㎡超～30,000㎡以内	820,000						
30,000㎡超～50,000㎡以内	900,000						
50,000㎡超～100,000㎡以内	1,200,000		650,000	722,000	741,000	866,000	889,000
100,000㎡超	1,500,000						

別表(1) 京都府(京都市、宇治市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、木津川市、大山崎町、久御山町、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町、南山城村)・大阪府・和歌山県(和歌山市、橋本市、紀の川市、岩出市、かつらぎ町、九度山町、高野町)版

単位：円(非課税)

床面積の合計	確認手数料		中間検査 手数料	完了検査手数料			
	建築物の種類			省エネ適合性判定 無		省エネ適合性判定 有	
	構造計算 書 無	構造計算 書 有		(センター で)中間検査 合格書 を受けた 建築物	左記以外 の建築物	(センター で)中間検査 合格書 を受けた 建築物	左記以外 の建築物
100㎡以内	22,000	36,000	23,000	18,000	20,000		
100㎡超～200㎡以内	28,000	49,000	26,000	20,000	21,000		
200㎡超～500㎡以内	41,000	75,000	39,000	39,000	58,000	46,000	69,000
500㎡超～1,000㎡以内	60,000	130,000	62,000	63,000	94,000	75,000	112,000
1,000㎡超～2,000㎡以内	90,000	180,000	90,000	84,000	124,000	100,000	150,000

- (注) 建築基準法第6条の3第1項ただし書きによる審査(ルート2の構造審査)を受けるものは、別表(2)の手数料を加算します。
- (注) 避難安全検証法・耐火性能及び防火区画検証法・限界耐力計算法・天空率設計法を用いたものは、別表(3)の手数料を加算します。

① 手数料の減額

1. 適合証明との同時申請の場合は、確認手数料より1,000円減額します。
2. 確認申請及び中間・完了検査の件数が4件以上(同一用途・構造・規模・場所・検査の実施日等)の同時申請の場合は、4件目から1,000円減額します。
3. 中間・完了検査申請時、瑕疵担保保険(中間検査時のみ)、適合証明、住宅性能評価との同時検査の場合は、各検査毎に1,000円減額します。
4. 平成28年4月以降に造成工事が完成した一体の団地内において、同一事業者(施工者)が住宅を20戸以上建設する場合は、完了検査手数料より1,000円減額します。

② 遠隔地の手数料の割増額(中間・完了検査毎になります。)

下記の村区域別の額を検査手数料に加算します。

1. 宇陀郡(曾爾村、御杖村)吉野郡(川上村、東吉野村)の場合 : 10,000円
2. 吉野郡(天川村、野迫川村、下北山村、上北山村、十津川村)の場合 : 16,000円

③ その他

1. 確認済証の交付が当センター以外でなされた場合で、中間・完了検査を当センターで希望されますと、確認手数料相当額を加算します。なお、当該加算する手数料は中間・完了検査申請前に必要とする再チェックを行う際に徴収します。
2. 追加説明書の審査手数料は、計画変更の手数料と同額とします。

建築基準法第6条の3第1項ただし書き審査手数料(1棟ごとの手数料) (ルート2の構造審査)

別表(2)

単位：円(非課税)

床面積	審査手数料	
	大臣認定プログラムを使用する場合	左記以外の場合
200㎡以内	68,000	
200㎡超～500㎡以内	97,000	
500㎡超～1,000㎡以内	113,000	
1,000㎡超～2,000㎡以内	128,000	
2,000㎡超～10,000㎡以内	153,000	
10,000㎡超～50,000㎡以内	204,000	
50,000㎡超	374,000	

注) 同一敷地内に複数棟ある場合(エキスパンションジョイントで分離されている場合も含む。)は、棟毎に審査手数料を算定し、これらを合算した額となります。

※確認手数料

[確認手数料(ただし、床面積2,000㎡以内の場合は構造計算書 有)]+[別表(2)の審査手数料]
を合計した額

避難安全検証法等手数料

別表(3)

単位：円(非課税)

対象床面積	審査手数料			
	設計方法			
	避難安全 検証法	耐火・防火区 画性能検証法	限界耐力 計算法	天空率 設計法
500㎡以内	42,000 (21,000)	42,000 (26,000)	5,000 (3,000)	
500㎡超～1,000㎡以内			10,000 (5,000)	
1,000㎡超～2,000㎡以内			16,000 (8,000)	
2,000㎡超～10,000㎡以内	70,000 (35,000)	70,000 (40,000)	28,000 (17,000)	
10,000㎡超	98,000 (49,000)	98,000 (64,000)	42,000 (25,000)	

- 注) 1. 各設計方法について国土交通大臣の認定を受けたものは、適用しません。
 2. 各欄の()内の金額は計画変更時(軽微な変更以外)の手数料となります。

支払方法

現金(口座振込みの場合もご相談に応じます。)